

契約規程

〔平成17年10月1日〕
規程第9号

改正 平成18年6月29日規程第8号
改正 平成19年3月1日規程第21号
改正 平成23年3月24日規程第31号
改正 平成24年12月6日規程第23号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 契約手続（第4条—第10条）
- 第3章 監督・検査（第11条・第12条）
- 第4章 雑則（第13条—第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）の契約に関する事務に関して、公正性、透明性、競争性を確保し、適正かつ円滑に事務を処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、会社が行う工事等の請負等並びに物品等の購買等に適用する。

2 会社における契約は、会社における契約手続を律する法令及び他の規程等によるもののほか、この規程に定めるところによる。

（契約責任者及び検査責任者）

第3条 この規程における契約責任者及び検査責任者並びにその職務の範囲については、次の各号に掲げるところによる。

- 一 契約責任者 契約、会社の支出の原因となる行為及び会社に対する契約の履行についての監督
- 二 検査責任者 会社に対する契約の履行についての検査

2 前項の契約責任者及び検査責任者は、本社、支社及び事務所に置く。

第2章 契約手続

（契約の方法）

第4条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、競争契約による。ただし、次の各号に掲げる場合には、随意契約によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争に適しない場合
- 二 緊急の必要により競争に付することができない場合
- 三 競争に付することが不利と認められる場合
- 四 その他業務運営上特に必要がある場合

（競争参加資格）

第5条 総務・経理本部長は、必要があると認める場合は、あらかじめ契約の種類ごとに、競争に参加するために必要な資格を定めることができる。

（競争参加条件）

第6条 契約責任者は、必要があると認める場合は、契約ごとに、競争に参加する者の条件を決定することができる。

（競争参加保証金）

第7条 契約責任者は、必要があると認める場合は、競争に参加する者に対し、競争に参加するために必要な保証金の支払を求めることができる。

(契約制限価格)

第8条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約にかかる契約制限価格を設定しなければならない。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上契約制限価格の設定を要しないと認められるものについては、契約制限価格の設定を省略することができる。

(契約の締結)

第9条 契約責任者は、契約制限価格の範囲内で契約の相手方を決定することとし、遅滞なく、その履行に関し必要な条件を記載した契約書を作成して、契約を締結しなければならない。ただし、契約の内容が軽易なものについては、契約書の作成を省略し、又はこれに代る書類をもって処理することができる。

(契約保証金)

第10条 契約責任者は、契約を締結するときは、契約の相手方に対し、契約を締結するために必要な契約保証金の支払を求めなければならない。ただし、契約責任者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第3章 監督・検査

(監督)

第11条 契約責任者は、契約を締結したのちは、当該契約にかかる履行の状況を監督しなければならない。ただし、契約の性質上又は内容が監督を要しないと認められるものについては、この限りではない。

(検査)

第12条 検査責任者は、契約の相手方が当該契約にかかる履行を完了したとき又は履行中において特に必要があると認めるときは、その履行の結果を検査しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が検査を要しないと認められるものについては、この限りではない。

第4章 雑則

(契約台帳)

第13条 契約責任者は、契約を締結したときは、特に軽微な契約を除き、そのつど、契約台帳をもって必要な事項を明確にしておかななければならない。

(他の関係する契約責任者への通知)

第14条 契約責任者は、契約を締結した場合において、当該契約の履行について必要があると認めるときは、そのつど他の関係する契約責任者に、契約を締結したこと、その他必要な事項を通知し、又は依頼しなければならない。

(報告事項)

第15条 支社長は、契約の種類ごとに、契約の締結状況を総務・経理本部長に報告しなければならない。

(実施手続等)

第16条 この規程を実施するために必要な事項及び手続については、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日規程第8号)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月1日規程第21号)

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日規程第31号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月6日規程第23号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。